



## I 住まい：良質な住宅ストックをつくる

### 目標1 自然災害に強い住まい・まちづくり

#### (1) 地震に強い住まい・まちづくり

- 大規模地震による被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震性の向上を図ります。
- 火災などの二次災害を防ぎ、避難経路を確保するため密集住宅市街地の整備を促進するとともに、津波被害への対応を含めた地域での防災に関する取組を推進します。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、わが国観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震であり、特に津波により広域にわたって多くの住宅が流出し、多くの人命が失われるなど、未曾有の大災害となりました。

大規模地震発生に際して、まずは生命を守ることが必要です。そのためには、揺れに対して倒壊しない住宅であること、そして、揺れの後、速やかに安全な場所へ避難できることが求められます。

その対策の第一歩は、住宅の耐震化です。老朽住宅の建替促進とともに、引き続き既存住宅の耐震改修を促進していくことが求められます。耐震改修の実施にあたっては、住まい手や住宅の状況に応じた意識啓発を進めるとともに、耐震改修の推進に資する制度の普及啓発を図る必要があります。さらに、安価な耐震改修工法の開発と普及に向けた取組を支援していくことが必要です。

自宅から避難地へ向かう際、避難路沿いの建築物の倒壊や火災などの二次災害を受ける可能性があり、その危険性が高い密集住宅市街地の解消を図る必要があります。

地震による揺れに加え、沿岸部における津波や軟弱地盤地域での液状化についても、住まい手自身が居住地の危険性を十分認識した上で、避難経路の把握などといった事前の対策を用意しておくことが重要であり、地域の事情に応じた学習・訓練など総合的な防災力向上を図る取組を進める必要があります。

また、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命は守る」ため、これまでの海岸堤防などのハードを中心とした対策から、教育、避難の円滑化、施設整備、津波に配慮したまちづくりの推進などによる総合的な対策を目指して、2011年（平成23年）12月に「津波対策の推進に関する法律（津波防災地域づくり法）」が施行され、これに基づく基本指針が定められました。これに従い、津波防災地域づくりを総合的に推進することが求められます。

さらに、応急仮設住宅など被災後に必要となる対策も用意しておくことが必要です。

## 第4章 | 住まい・まちづくりの目標と施策の展開

### ▼ 住まいの耐震化促進

1981年（昭和56年）以前の古い耐震基準で建てられた耐震性の劣る戸建住宅、共同住宅の耐震改修を促進するため、住まい手の意識啓発や無料耐震診断、耐震改修工事費に対する支援、税制優遇などの制度の普及などにより、既存住宅の耐震化を促進します。

また、地方公共団体や都市再生機構、地方住宅供給公社などが管理する公的賃貸住宅のうち、耐震性の劣る住宅については、建替、耐震改修による耐震化を促進します。

### ▼ 防災上重要な建築物などの耐震化促進

災害時の避難所となる施設や緊急輸送道路及び避難路沿いにあって、倒壊などにより道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震改修を促進します。

### ▼ 産学官連携による耐震改修の普及

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会や愛知県建築物地震対策推進協議会の活動を通じ、低コストで効率的・効果的な耐震改修工法の開発と普及・啓発、耐震化アドバイザーの養成などの取組を推進します。

### ▼ 密集市街地の解消

木造老朽建築物が密集する市街地において、地区の特性に応じ、建物の耐震性向上とともに、防火性能の向上、適切な空地の確保、狭い道路の解消などにより、地域全体の防災性を向上させる事業を推進します。

### ▼ 地域の防災に関する取組

地域における耐震化促進を図るため、防災まちづくりアドバイザーや防災リーダーの協力のもと、地域単位での耐震診断・耐震改修工事の実施や地震に強い家づくり・液状化対策などについての啓発活動を支援します。

また、住宅内の家具転倒防止器具の設置など地域の防災に向けた取組を推進するとともに、住まい手自身が現在の居住地における危険性を把握したり、将来の居住地を選択するにあたっての参考とするため、ハザードマップを活用した揺れの大きさや液状化危険度、津波などの危険度周知を図る取組を促進します。さらに、液状化対策については、その危険性の周知にあわせ、住宅における対策方法などに関する情報提供を推進します。なお、津波対策については、「津波防災地域づくり法」に基づく、総合的な津波防災地域づくりを推進していきます。

### ▼ 被災後の速やかな住宅復興に関する取組

被災者の生活安定や、被災後の迅速な復旧・復興を図るため、民間住宅の借り上げを含む応急仮設住宅や復興住宅の供給、住宅再建支援策などの住宅復興計画及び被災市街地における建築制限などの復興都市計画に関する事前の取組を進めます。

## (2) 風水害に強い住まい・まちづくり

○台風・集中豪雨による風水害や土砂災害などの自然災害による被害を軽減するため、住宅地からの雨水流出抑制対策や、災害の危険性が高い地区に立地する住宅への支援などを推進します。

近年、気候変動の影響に伴う台風の大型化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などによる洪水、高潮などの災害リスクが高まっており、浸水被害や土砂災害に対する対策も重要な課題となっています。

こうした被害の軽減に向け、住宅からの雨水流出抑制対策や危険な場所からの住宅の移転などの推進とあわせ、住まい手自身が、洪水や高潮、土砂崩れなどのハザードマップを活用して居住地の危険性を把握し、発災の危険性が高まった時にはどのように避難をするかなど、確認しておくことが重要です。

### ▼ 浸水被害・土砂災害の危険がある地区への対応

日ごろから、市町村が提供するハザードマップにより、住まい手自身が生活する地域の洪水や高潮、土砂崩れなどの災害に対する危険度を把握し、発災時に自ら安全な行動が取れるよう、訓練の実施や啓発活動に対して支援するとともに、高床建築など風水害に強い構造の住宅の啓発を図ります。

また、がけ地の崩落など、土砂災害の危険性がある地区に立地する住宅の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業による住宅の移転などを推進します。

### ▼ 住宅地における雨水流出の抑制

集中豪雨による下水道・河川への短時間での大量な雨水流入を抑制するため、住宅地における雨水の貯留・浸透施設設置の普及啓発を推進します。

水害発生の危険性の高い特定の河川流域における住宅からの雨水流出を抑制するため、一定規模の住宅開発などに対して、雨水貯留浸透施設の設置を義務付けるなどの対策を推進します。

成 果 指 標	指 標	現状値	目標値
住宅の耐震性確保	●新耐震基準(1981年(昭和56年)基準)と同程度以上の耐震性を有する住宅ストックの比率	82% (2008年)	95% (2020年)
地震などに強い市街地形成	●火災発生などの危険度が高い重点密集市街地での不燃領域率(簡便法)	43% (2011年)	50% (2020年)